

【岐阜県版】野生いのししジビエ利用マニュアル

令和4年（2022年）8月1日
令和5年（2023年）6月13日（改訂）

岐阜県 農政部

目 次

本マニュアルについて	P1
1 事前準備	P2~9
2 個体受入・解体準備	P10
3 止め刺し・解体	P11~17
4 一時保管	P18~19
5 解体処理後の施設等の洗浄・消毒	P20
6 豚熱陽性時の対応	P21~24
各種様式	P25~35
(参考)「豚熱陽性高率エリア」について	P36
関係機関一覧	P37

<別冊>

- ・野生いのししのジビエ利用に関する自己点検表
- ・野生いのししのジビエ利用における点検表【捕獲者用】

【岐阜県版】野生いのししジビエ利用マニュアル

岐阜県 農政部

■本マニュアルについて

本マニュアルは、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく食肉処理業の営業許可を取得し野生鳥獣肉を取り扱う岐阜県内の事業者（以下「ジビエ事業者」という。）が、県内で捕獲された野生いのししを解体処理し出荷する場合に行うべき豚熱ウイルス拡散防止に必要な防疫対応を取りまとめたものです。

本マニュアルの対象となる野生いのししは、豚熱感染確認区域（県内全域）で捕獲されたジビエ利用（＝市場流通させること）を目的とする野生いのししとし、自家消費のための野生いのししは対象としません。

野生いのししの解体処理・出荷については、農林水産省が策定した「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（令和 3 年 4 月農林水産省農村振興局消費・安全局）」（以下「手引き」という。）により、県が行う豚熱検査において、豚熱陰性が確認された個体のみ加工処理、出荷することが可能とされています。

なお、岐阜県では、陽性個体確認地点から半径 10 km 以内かつ捕獲・発見時から 180 日以内のエリア（以下「豚熱陽性高率エリア」という。P36 参照）内で捕獲された個体のジビエ利用はできません。

1 事前準備

◆施設・運営に関する自己点検

- ・すべての個体が陽性であるとする前提のもと、手引きに従い豚熱ウイルス拡散防止対策を施した適切な施設・運営が求められています。手引き及び本マニュアルを熟読して、「野生いのししのジビエ利用に関する自己点検表」（別冊）により、施設・運営状況を確認し、必要に応じて改善してください。

◆野生いのししのジビエ利用再開（開始）のための検体提供の申出

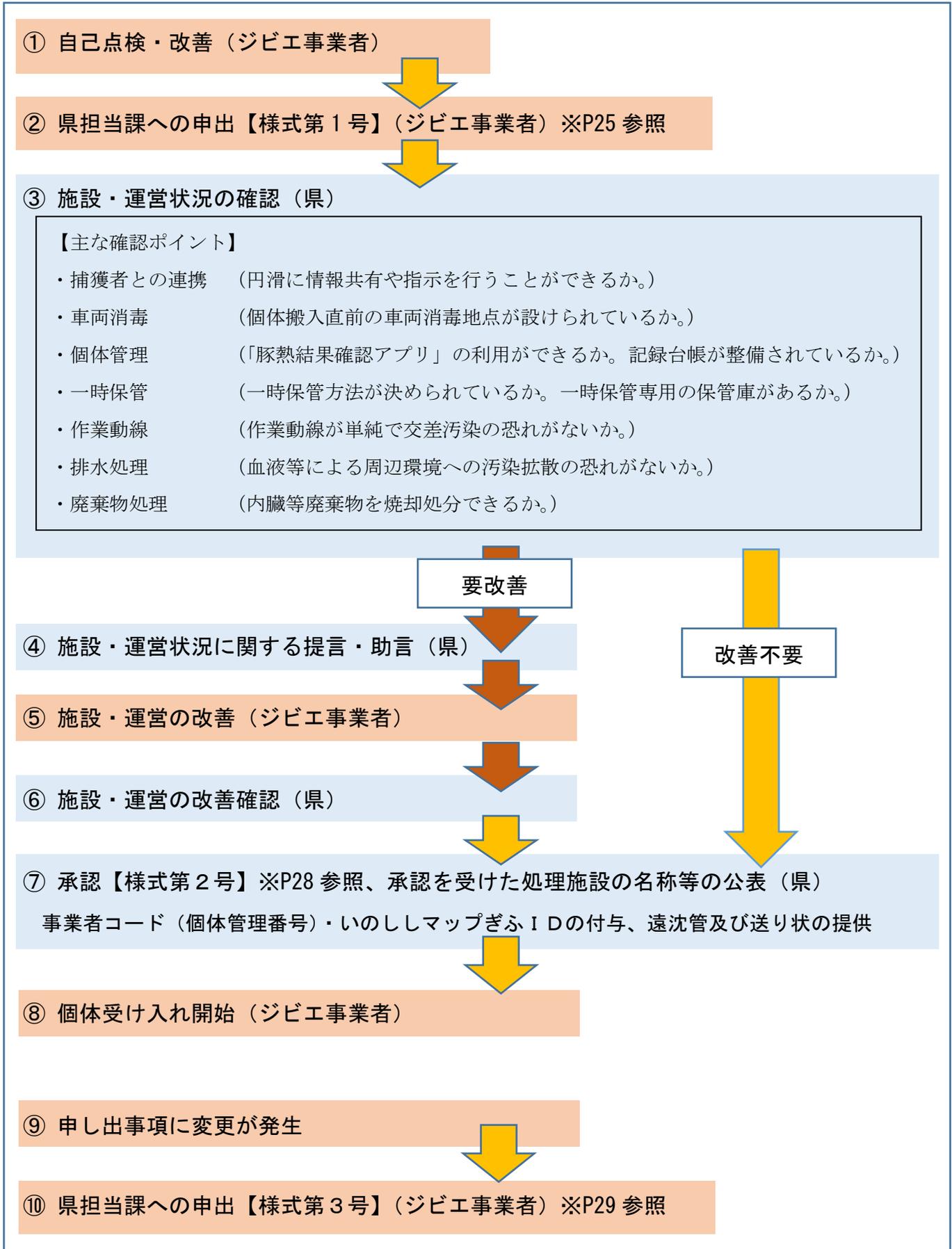
- ・県内（豚熱陽性高率エリア外）で捕獲された野生いのししを解体処理し出荷する場合、豚熱検査により陰性が確認された個体のみ加工処理、出荷することが可能です。
- ・ジビエ利用を再開または新規に開始しようとする場合は、豚熱検査に使用する検体（血液）の提供方法や結果の連絡方法、豚熱感染個体を受け入れた場合の対応や豚熱ウイルス拡散防止対策についてご理解いただいた上でジビエ利用を行っていただくため、検体提供申出書（様式第1号 ※P25参照）を岐阜県農政部家畜防疫対策課野生いのしし対策室（下記の連絡先）に提出してください。

連絡先 岐阜県 農政部 家畜防疫対策課 野生いのしし対策室
電 話：058-272-1111（内線 4157）
メール：c11449@pref.gifu.lg.jp

◆県担当課による施設・運営状況の確認及び承認

- ・お申し出いただいた後、施設・運営状況について県担当課職員が現地確認を行います。
- ・現地確認時に改善を提案された場合には、それらについて対応の上、再度、確認を受けてください。
- ・県は確認後、申出者に対し承認書（様式第2号 ※P28参照）を交付し、承認を受けた施設の名称及び所在地を公表します。なお、承認の有効期間は1年間とします。
- ・更新にあたっては、承認期限の1カ月前から手続きが可能です。

○野生いのししのジビエ利用再開・開始に向けた手順



県による施設・運営状況の確認の際、作業工程、作業動線、消毒方法等、必要に応じて施設に適した防疫の提案・助言を行います。

野生いのししの受け入れ・解体処理を行う場合は、提案・助言のとおり、作業工程、作業動線、消毒方法等を改善し、遵守するようにしてください。

次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、その承認を取り消します。

- (1) 提出された書類の記載内容等に虚偽が判明したとき
- (2) 手引きその他規定への不適合が判明し、相当の期間を定めて改善を求めても改善されないとき
- (3) その他知事が承認を取り消すことが適当と認めたとき

承認の取消しを決定したときは、当該事業者に対し、承認取消通知書【様式第4号】（※P30参照）により通知します。

当該事業者は、承認を取り消されたときは、速やかに承認書を知事に返納してください。

◆施設の豚熱ウイルス拡散防止対策に必要な資材等の準備

- ・食肉処理に必要な施設・機材のほか、豚熱ウイルス拡散防止のために必要な機材・資材等を準備してください。また、検査結果が判るまでの間、個体を衛生的に保管するために、冷蔵機能の付いた野生いのしし専用一時保管庫を確保（既存の冷蔵庫も可）してください。

（参考）機材・資材等一覧

品目	数量	備考
防護服・手袋	1人1回 1着以上	事業者が捕獲個体の搬入をする場合は1人2着以上
専用の長靴	1足以上	一次処理専用として使用し、他所に運搬する場合は履き替える。C方式による一時保管をする場合は部屋ごとに履物を替える。
フネ	1個以上	放血・内臓摘出時に血液等が流れ出ないように十分な広さと深さを備えた容器 一次処理前後の個体の運搬時等にも使用する場合は複数個
動力噴霧器または高圧洗浄機	1台以上	車両洗浄・消毒や個体の外皮洗浄に使用
噴霧器	1台以上	噴霧器の容量は4L以上が望ましい。 一次処理時の手指消毒のほか施設・車両等の

品目	数量	備考
		消毒に使用
ブラシ等	1本以上	車両消毒箇所では靴底、タイヤ等の泥落としに使用
消毒剤・消石灰	必要量	「(参考)消毒対象と消毒剤の種類」(P4 参照)を参考に消毒剤を選択
解体用機材	必要数	野生いのしし専用とする。
ゴミ袋(大・小)・合成樹脂製袋・密封容器	多めに用意	一次処理時の廃棄物や豚熱陽性対応時の肉等廃棄に使用
ティッシュ・タオル類	多めに用意	機材等に付いた血液等のふき取りに使用
ブルーシート	多めに用意	車両荷台の汚染防止、捕獲個体の包装、廃棄物の包装等に使用
遠沈管、チャック付きポリ袋 段ボール等空き箱	必要数	検体の送付に使用

※このほか、温湯消毒に必要なコンロ等、必要な機材・資材等を用意してください。

(参考) 消毒対象と消毒剤の種類

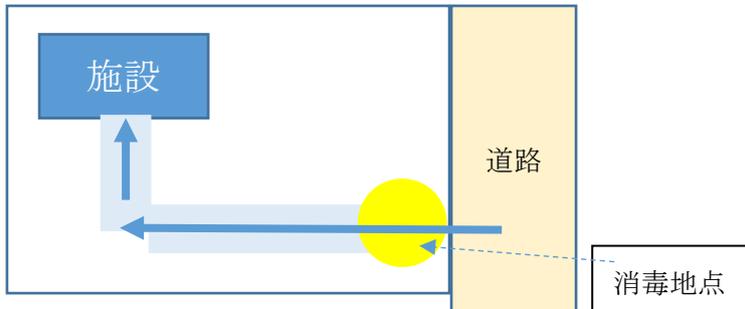
対象	消毒剤の種類		注意事項
車両消毒	逆性石鹼	規定の濃度に希釈すること	20℃以上の薬液を使用する。
手指消毒	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として75%	
施設消毒	逆性石鹼	規定の濃度に希釈すること	肉に直接触れないよう注意する。 20℃以上の薬液を使用する。
	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として200ppm(0.02%)	錆びやすい箇所には散布10分後に真水で洗い流す。
	過酢酸製剤	食品添加物適合成分として300ppm(0.03%)	肉に直接触れないよう注意する。
	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として75%	細かな箇所の消毒に使用する。 大量に使用しない。
機材等	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として200ppm(0.02%)	錆びやすいものには散布10分後に真水で洗い流す。
	アルコール製剤	食品添加物適合エタノール成分として75%	大量に使用しない。
	温湯(83℃以上)		
外皮洗浄	次亜塩素酸ナトリウム	食品添加物適合成分として200ppm(0.02%)	

※希釈する場合は車両消毒を除き、水道水等飲用適の水を使用してください。

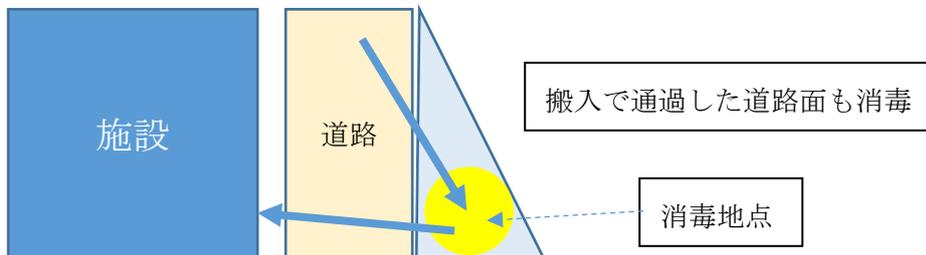
◆車両消毒地点の設置

- ・施設に個体を持ち込む前に車両を洗浄・消毒する消毒地点を設置してください。
- ・個体搬入者は搬入前に必ず消毒地点で車両を洗浄・消毒してください。

<施設敷地に車両消毒地点を設置できる場合>



<施設敷地に車両消毒地点を設置できない場合>



○車両消毒の手順

- ① 動力噴霧器、高圧洗浄機、ブラシを使用し、泥など目に見える汚れを落とす。
- ② 噴霧器を使用して消毒剤を散布する。
(いのししを乗せた荷台、タイヤ、タイヤハウスなど重点に消毒する)
- ③ 消石灰や消毒剤を使用して、車両消毒した場所を消毒する。

※車両消毒には逆性石鹼を使用すること。

- ・逆性石鹼は規定の濃度に希釈する。
- ・消毒剤の吸引等防止のため、マスク・保護メガネ着用が望ましい。
- ・効果的な消毒のため消毒剤は、定期的に交換する。



◆施設出入口及び施設内交差汚染対策

- ・施設出入口及び作業室ごとに長靴、スリッパなど作業用の履物を替えられるよう準備してください。
- ・施設出入口及び作業室ごとに手指消毒できるよう消毒剤を配置し、踏み込み消毒槽を設置してください。また、効果的な消毒のため、消毒剤は都度調整するか、定期的に交換してください。



◆情報機器の準備

- ・豚熱陽性高率エリアや検査結果をスマートフォンやパソコン等で確認するため、WEB アプリ「いのししまっぷぎふ」(P9 参照) の利用登録をしてください。また、インターネットメールのアカウントがない場合は新たに開設してください。

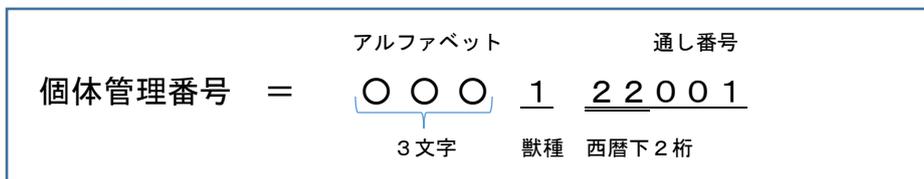


●情報機器の使用用途

「いのししまっぷぎふ」の利用（捕獲情報の登録、豚熱陽性高率エリアの確認）
検査結果の受信、豚熱発生状況に関する情報の受信等

◆事業者コードの受け取り

- ・個体管理のため県が割り当てる事業者コード（個体管理番号に付与するアルファベット3文字）を受け取ります。



◆捕獲者との連携・情報提供

- ・手引きでは豚熱ウイルス拡散防止のため、豚熱陽性高率エリアでの捕獲を避けるとともに、捕獲運搬時の消毒の徹底などが求められています。
- ・関係する捕獲者とよく連携し、あらかじめ「野生いのししのジビエ利用における点検表【捕獲者用】」により説明し、協力を求めるようにしてください。

野生いのししのジビエ利用における点検表【捕獲者用】

◎以下に留意の上、野生いのししの捕獲及び施設搬入を行ってください。

■捕獲及び施設搬入前の準備

- いのししまップぎふ等により、豚熱陽性高率エリアを把握している。
※当該エリアでは捕獲しない。
- 捕獲止め刺し時は、防護服及び手袋を必ず着用する。

■捕獲において

- 『CSF・ASF対策としての野生イノシシの捕獲等に関する防疫措置の手引き（環境省・農林水産省）』及び『【岐阜県版】狩猟における防疫・解体処理等の手引き（岐阜県家畜防疫対策課・環境生活政策課）』に従い、消毒をする。
- いのしし専用の捕獲器具を使用し、使用後は1頭ごとに洗浄・消毒する。
- 捕獲時に個体の外見や挙動、体温に異常が認められないか確認し、異常が認められる場合は、解体処理施設に持ち込まない。
- 山中から運搬する際に、捕獲個体を厚手のビニール袋やブルーシート等で二重に包み、血液や糞便等が漏れ出さないように包装する。
- 捕獲時に包装の表面を十分に消毒し、ソリ等を使用して運搬する。
- 山中で止め刺しする場合、止め刺しを行った場所の周囲を消毒する。

■施設搬入において

- 車両の荷台等に汚染防止のためのブルーシートなどを敷く。
- 林道から舗装道に上がる際に、車両消毒を行う。
（泥汚れ等の除去、消毒薬散布、車両消毒地点の消毒）
- 個体搬入のため、車両を施設敷地内に入れる際には、施設内にある車両消毒場所で搬入車両を洗浄・消毒する。
（泥汚れ等の除去、消毒薬散布、車両消毒地点の消毒）
- 個体を車両から降ろし、施設に搬入する際には、地面や床面に個体が接触しないよう、ソリなどを使用して搬入する。
- 施設内に入る際には防護服の交換、長靴の洗浄・消毒などを特に徹底する。
- 野生いのししを捕獲及び施設搬入した後、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は7日間経過後とする。
- 豚熱の検査結果が出るまで他の獣種を搬入しない。（他獣種とレーンを共用している施設の場合）

【岐阜県農政部】

捕獲情報記録システム

スマホ、パソコンで
かんたん報告

いのししまっぷぎふ



捕獲情報をいつでも どこでも かんたん に報告！

システムに入力するだけで報告ができるため、休日でも問題ありません
面倒な電話報告も必要ありません

自分の捕獲地点をいつでも確認！

マップや一覧で自分の捕獲情報を確認できます

はじめたい方はこちら



- ① アカウントを取得
【連絡先】家畜防疫対策課 捕獲調査係
電話番号 058-272-8091
- ② QRコード もしく URL からサイトを表示



<https://boar-map.gifugis.jp/login>

- ③ 取得したアカウントでログイン

その他の機能

ジビエ肉の検査 結果確認

ジビエとして流通した肉の豚熱検査結果を、消費者や事業者が確認できます

検査結果
確認ページ



検索結果

PCR検査日	2022/01/10
PCR検査結果	陰性
確認番号	2200140000
個体管理番号	000121001
市町村	マニュアル市
地名	マニュアル
捕獲日	2022/01/01
捕獲区分	〇〇捕獲
性別	オス
成子の別	幼獣
体長	100 cm
体重	30 kg

操作方法の確認 不具合の報告

操作方法の確認や不具合の報告は、下記にご連絡ください。
※可能であれば端末名をご確認の上、連絡ください。

【連絡先】
家畜防疫対策課 捕獲調査係
電話番号 058-272-8091

豚熱陽性高率エリア の確認

過去に豚熱陽性個体が捕獲された地点の周囲を、豚熱陽性高率エリアとして表示します



下記アカウントでも
閲覧できます。

ユーザーID Yviewer
パスワード inoshishi

2 個体受入・解体準備

- 個体受け入れ時に個体に触れる場合には防護服や手袋を着用してください。
- 止め刺し、解体処理等に使用した機材・資材等は、野生いのしし専用としてください。
- 捕獲場所（地名、座標）、捕獲時の個体の異常の有無等を捕獲者から聞き取り、記録するようにしてください。
- いのししマップぎふを用いて「豚熱陽性高率エリア」（P28 参照）以外で捕獲されたことを受入れる前に確認してください。

◆防護服や手袋の着用

- ・ 受入個体に豚熱ウイルスが付着している可能性があるため、屋外を歩いた靴と室内履きの履替えや着替えの際、屋外用と屋内用とで置き場所を区別してください。また、屋外で着用した靴・着衣などの消毒を行うなど、交差汚染に注意してください。
- ・ 個体受け入れの際、防護服や手袋を必ず着用し、都度、手指や使用したブルーシート等資材などの消毒をするなどして、接触・交差汚染によるウイルス拡散を予防してください。

◆止め刺し、解体処理作業に必要な機材・資材等の準備

- ・ 使用する機材・資材等は野生いのしし専用のものとし、シカなど他獣種の処理には使用しないでください。機材・資材等については「(参考) 機材・資材等一覧」（P3 参照）を参考に準備してください。

◆捕獲者からの情報収集

- ・ 個体ごとの情報を記録する「捕獲・受入個体記録表（P32～33 参照）」により、捕獲者から捕獲から搬入までの情報を収集してください。必ず、「豚熱陽性高率エリア」（P28 参照）の外で捕獲されたことを確認してください。

◆「捕獲・受入個体記録表」の作成

- ・ 捕獲者から得た情報を合わせて、個体情報、捕獲に関する情報、個体の受け入れに関する情報をまとめた「捕獲・受入個体記録表」（P32～33 参照）を個体ごとに作成して2年間保管してください。

◆検体の受け取り

- ・ 捕獲者に検体（遠沈管に採取した野生いのししの血液）の採取を依頼している場合は、検体に異常がないことを確認し、個体とともに検体を受け取ってください。
- ・ 受け取った検体は発送までの間、冷蔵庫で保管してください。

※検体が高温にさらされたり、泥など異物が混入していると検査できない（豚熱陰性確認できない）場合があります。血液の量が少ない場合も同様に検査できないことがあります。

◆「いのししマップぎふ」への入力

- ・ 受け入れを決定した場合「いのししマップぎふ」に必要事項を入力してください。

3 止め刺し・解体

- 豚熱ウイルスは感染したいのししの血液や内臓、頭部に多く存在し、体表にも付着しています。解体作業ではそれらが作業員や解体用機材、捕獲機材等に付着するため、特に作業時の交差汚染に注意してください。
- 山中で止め刺しをする場合は、血液等により汚染された場所の消石灰や消毒剤による消毒を徹底してください。
- 生体で施設に搬入した場合は、一次処理室で止め刺しを実施してください。

◆防護服や手袋等の着用

- ・豚熱ウイルス拡散防止及び食品衛生の観点から、解体作業時には防護服等専用の服や手袋、長靴を必ず着用してください。

◆止め刺し用機材等の消毒

- ・止め刺し用の機材は、野生いのしし専用のもを使用し、使用の度に紙タオルで血液を拭き取り、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。

◆外皮洗浄

- ・水道水等飲用適の水で希釈した次亜塩素酸ナトリウムで、個体の外皮を消毒してください。
- ・個体の汚れがひどい場合は、あらかじめ捕獲場所で飲用水で洗浄し、その場所を消石灰で消毒してください。
- ・施設内での洗浄は水の飛び散りを低減してください。



◆施設・解体用機材等の消毒

- ・豚熱陰性が確認される前の個体を、解体のため施設内で運搬する場合は、その都度、動線上の施設床等を消毒してください。頻繁な消毒が困難な場合には、個体をフネに載せた状態で運搬し、床面に直接触れたり、血液等が滴らないようにしてください。
- ・ナイフなど解体用の機材は野生いのしし専用のもを使用し、使用の都度、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。

◆放血

- ・放血に使用する機材は野生いのしし専用のもを使用し、作業の都度、83℃以上の温湯やアルコール製剤で消毒をしてください。
- ・排水施設を居住する家宅と共有している場合（公共下水を除く）や雨水経路に血液等が混入する恐れがある施設では、フネで血液を受けるなどして、血液を排水経路に流さないようにしてください。

※フネで受けた血液は内臓等とともに確実に焼却処分してください。

- ・ 放血時には個体を囲むように一時的な仕切りを設けるなどして、血液の飛び散りを極力抑えるようにしてください。また、一時的な仕切りを使用した後は、仕切りの全面を消毒してください。
- ・ 豚熱に感染した個体の血液には高い濃度の豚熱ウイルスが含まれる可能性があるため、取扱いに注意するとともに、服や長靴が血液で汚れた場合はアルコール製剤で洗浄・消毒してください。
- ・ 放血後、血液の性状を観察するとともに、足の付け根等に触れることにより、速やかに体温を調べ、異常がないことを確認してください。



◆検体採取

- ・ 検体採取は、血液等が広く飛散しないよう、十分注意して行ってください。
- ・ 血液等が容器に付着し拡散することを防止するため、血液で汚れる者と清浄な者との2人体制で作業を行ってください。
- ・ 箱わなで捕獲した場合、県で行う検査では最大2頭（体長91cm以上で1頭、同90cm以上で1頭の合計2頭）分の検査しか実施することが出来ません。
- ・ 受け入れた個体の血液を番号付きの遠沈管に採取し、チャック付きポリ袋（二重）に封入してください。
- ・ 個体を生体で搬入した場合、検査検体の採取はジビエ事業者が行ってください。
- ・ 検体採取を捕獲者に委託する場合は適切に採取するよう依頼するとともに、検体を受け取る際には漏れがなく清浄であることを確認してください。

○検体採取方法

解体後も個体ごとに肉の保管・出荷管理が行えるよう、捕獲・受入個体記録表（P32～33 参照）や解体個体記録表（P34～35 参照）に、遠沈管に貼り付ける遠沈管番号に紐づく個体管理番号を付与し、ラベル管理をする。

検体採取時に用意するもの

- ・ 遠沈管（通し番号が記載されたシール付き）
- ・ ポリ袋（遠沈管封入用、二重封入用の2種類）
- ・ ティッシュペーパー、ペーパータオルなど血液を拭きとるもの
- ・ ビニールテープ
- ・ 発送用包材（箱、新聞紙等）
- ・ カメラ（歯列写真撮影用）
- ・ メジャー（体長測定用）
- ・ その他、ナイフ等

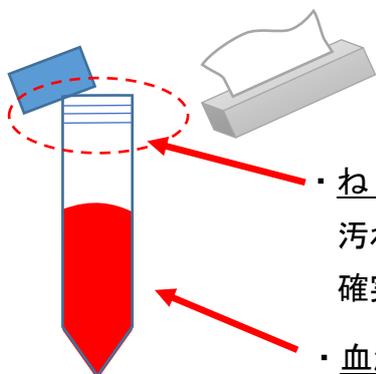


検体採取の手順

- ① 個体を止め刺しし、ナイフ等で頸部あるいはわきの下を切開し、流出する血液を遠沈管の容量の半分程度まで採取する。
- ② 血液が固まる前に速やかに採取する。**※地面に落ちた血は採取しないでください。**
- ③ 遠沈管のふたや口元、外側についた血を拭い、ふたと口元の間には異物がないか確認した上で、ふたを確実に締める。
- ④ ふたと遠沈管本体をビニールテープで固定し、血液の漏れ出しがないことを確認する。
※テープを巻く際にふたが緩むことを防ぐため、ふたが締まる方向と同じ方向にテープを巻く。

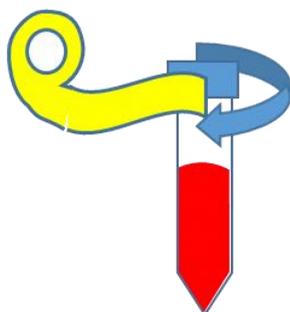
○検体を包装する際のポイント

■血液の量、遠沈管のふたやねじ山の汚れ



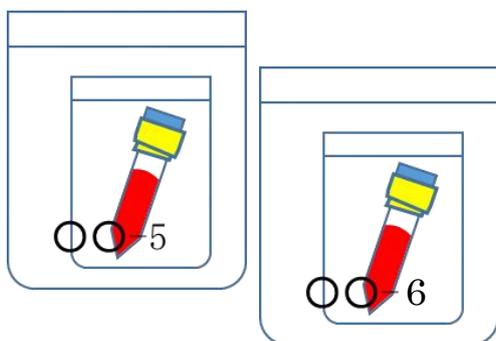
- ・ ねじ山の汚れ（土等）がないか確認
汚れていれば、ティッシュ等できれいにふきとり、
確実にふたを締める。
- ・ 血液は遠沈管の半分程度まで採取

■ビニールテープはフタが閉まる方向と同じ向きに巻く



- ・ ビニールテープ（セロテープ不可）を使用し、
ふたが閉まる方向に巻く。
※ふたが緩む方向にビニールテープを巻くと、
血液が漏れる原因になります。

■遠沈管は1本ずつ、ポリ袋に二重に封入



- ・ 遠沈管は消毒後、
必ずポリ袋に二重に入れる。
※ポリ袋も封入後に外面を消毒する。
※遠沈管は冷蔵で管理し、冷蔵便で送付。

◆検体の送付

- ・検体は採取後すみやかに、岐阜県中央家畜保健衛生所病性鑑定分室（連絡先は以下を参照）に冷蔵便（冷凍ではない）で、検査休止日（毎週水曜日及び閉庁日※）を避けて「午前到着」を指定の上、送付してください。 ※閉庁日は土曜日、日曜日、祝日、12月28日～1月3日
- ・送付にあたっては、遠沈管とともに配布した送り状を使用してください。

連絡先 岐阜県 中央家畜保健衛生所 病性鑑定分室

住 所：〒500-8388 岐阜市今嶺4丁目2-22

電 話：058-275-0715・080-2628-7566／F A X：058-275-0715

メール：c24502@pref.gifu.lg.jp

◆歯列写真の撮影

- ・県の豚熱サーベイランスでは、捕獲個体の歯列写真から個体の年齢を推測していることから、受け入れ個体の歯列写真を撮影し、岐阜県家畜防疫対策課 野生いのしし対策室に送信（インターネットメール：c11449@pref.gifu.lg.jp）してください。
※「いのししまップぎふ」の画像送信機能でも送信できます。

○歯列写真撮影のポイント

- ・個体の片側下あごの奥歯の写真を撮影する。
- ・口端から下顎骨に当たるまでナイフで切り裂き、下あご奥歯が確実に写るようにする。
- ・個体の血液を採取した遠沈管を添え、番号がわかるように撮影する。



歯列写真の例（遠沈管の番号と下あごの奥歯の本数が分かるように撮影）

◆剥皮・内臓摘出

- ・剥皮にあたっては、獣毛等による汚染を防ぐため、必要な最小限度の切開後、刃を手前に向けて、皮を内部から外側に切開してください。
- ・手指、機材等が消化管の内容物等により汚染された場合、その都度洗浄・消毒してください。
- ・1頭処理するたびに、一次処理室及び機材の洗浄・消毒をしてください。
- ・豚熱ウイルスは血液や頭部、内臓に多く存在することから、廃棄時には漏洩がないよう適正に廃棄（焼却処分）してください（猟犬等のエサには絶対に利用しないでください）。



◆「解体個体記録表」の作成

- ・個体の罹病状況等に関する情報をまとめた「解体個体記録表」（P34～35）を個体ごとに作成して2年間保管してください。

◆廃棄物処分

- ・いのしし由来の廃棄物は埋却せず、必ず焼却処分してください。
- ・内臓等廃棄物は二重の合成樹脂製袋に詰め、袋の外面を消毒し、さらにブルーシートで包装してください。
- ・破袋による廃棄物の漏洩を防ぐため、フネ等に載せた状態で車に載せてください。
- ・豚熱陰性確認前の個体の内臓等廃棄物は豚熱陽性を前提とした取り扱いとし、焼却施設へはジビエ事業者自らが輸送してください。
- ・運搬の際、漏洩が発生した場合は、影響範囲を消毒し、再梱包したうえで焼却施設へ輸送してください。



◆解体処理後の養豚場への立ち入りの禁止

- ・いのしし解体処理作業等関係者は、豚熱陰性の判定が確認されるまでは、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、解体処理から7日間経過後としてください。

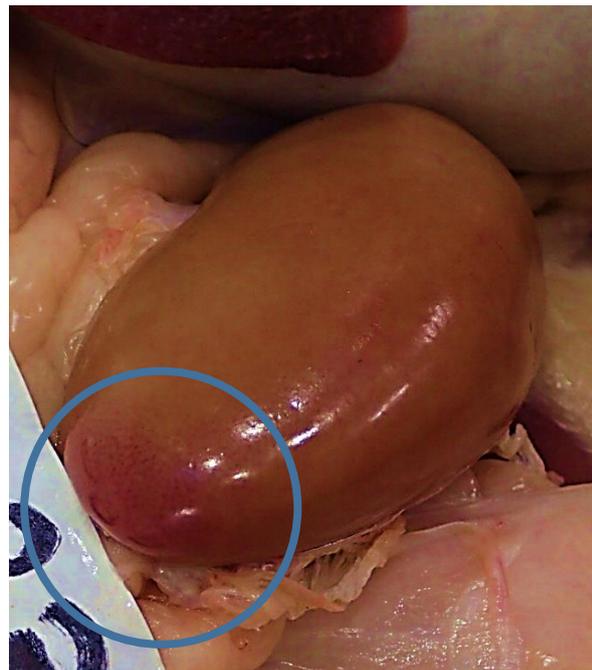
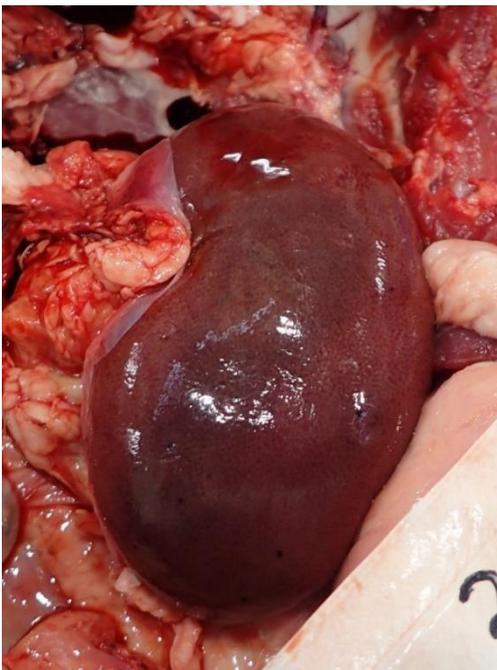
○内臓に見られる豚熱の症状

参考

- ・膀胱粘膜の出血



- ・腎臓表面の点状出血

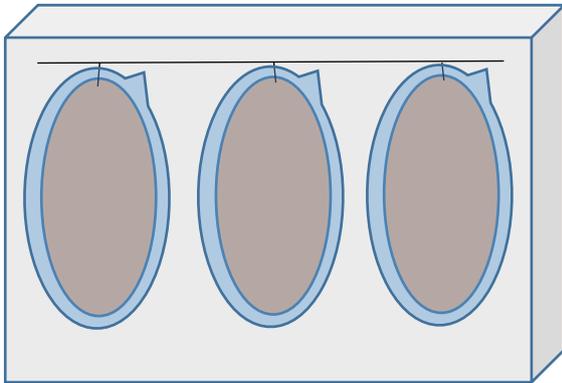


4 一時保管

◆保管方法

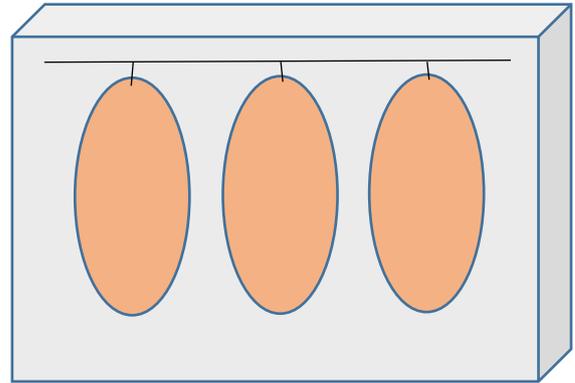
- ・豚熱検査の結果が判るまで、冷蔵保管するなど衛生的な管理をしてください。

A方式（包装して保管）



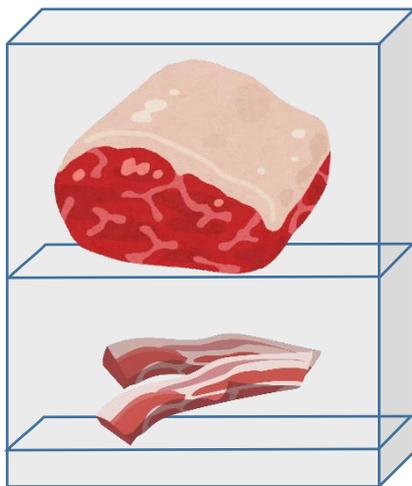
- ・一時保管庫に一次処理を済ませた個体を個体ごとに合成樹脂製の袋で包装のうえ懸吊して保管する。
- ・陰性結果が判明した個体は、個体ごとに一時保管庫から搬出・利用が可能
- ・豚熱陽性が確認された場合は、豚熱陽性個体のみ包装した状態で廃棄

B方式（包装せず保管）



- ・一時保管庫に一次処理を済ませた個体を包装せずに懸吊して保管し、同時に同じ一時保管庫に保管している全ての個体で陰性が確認されるまで搬出・利用不可
- ・豚熱陽性が確認された場合は、保管しているすべての個体を廃棄し、一時保管庫を消毒

C方式（真空包装後保管）



- ・真空包装まで済ませた肉を一時保管庫に保管し、同時に施設内に保管している全ての個体（製品）で陰性が確認されるまで搬出不可
- ・豚熱陽性が確認された場合は、施設内で保管しているすべての個体（製品）を廃棄し、一時保管庫内を含む施設全体を消毒
- ・ただし、捕獲個体1頭ごとに搬入から解体、処理加工、真空包装、箱詰めまでの一連の工程が独立して実施され、製品の一時保管時に合成樹脂製の袋等を用いて確実に区分保管がされ、かつ、捕獲個体ごとに二次処理室を含む処理経路全体の消毒が実施される場合に限り、豚熱陽性個体に由来する製品についてのみの廃棄で可

- ・一時保管庫への搬入出時には導線に注意し、他の作業や個体と接触しないように運搬してください。一時保管庫への出入り時には、手指・着衣・長靴の消毒を徹底してください。
- ・豚熱判定前の個体を保管している間は、一時保管庫を不必要に開閉しないようにしてください。また、B方式の場合は二次処理室との出入りを行わないでください。
- ・一時保管庫では検査判定前の野生いのししのみを保管し、他の獣種や肉以外の冷蔵品を入れないようにしてください。
- ・B方式において、豚熱陽性判定時に大量の肉を廃棄しなくても済むように、同時に保管する個体は1～2頭程度にしてください。
- ・複数を同時に保管する場合、他の個体と接触しないように距離をとり、個体の取り違えを防止するため個体管理番号が分かる標識を結束バンド等で取り付けてください。
- ・豚熱検査の一連の過程において、PCR 検査後に行う豚熱ウイルスの野外株とワクチン株の識別試験を実施した結果、豚熱陽性の結果が豚熱経口ワクチン株に由来すると鑑別された場合、県は農林水産省動物衛生課に協議を行う必要があるため、最終結果が出るまで相当の時間を要することがあります。
- ・「豚熱陽性」とは、野外株による感染の場合であって、ワクチン由来の陽性は「豚熱陽性」には含みません。



県家畜防疫対策課から豚熱検査による陰性判定及びアフリカ豚熱検査の対象外または陰性判定の連絡があった後、一時保管庫からの搬出を行ってください。

5 解体処理後の施設等の洗浄・消毒

- 一時保管方法がB方式の場合は一次処理に使用した施設の床面や壁、使用した機材などを、念入りに洗浄・消毒してください。
- 一時保管方法がC方式の場合は、真空包装の工程に至るすべての処理加工作業で使用した施設の床面や壁、使用した機材等を、念入りに洗浄・消毒してください。

◆一時保管方法がA・B方式の場合

- ・ 一次処理に使用した防護服や手袋等を交換するとともに、使用済みの防護服や手袋は焼却処分してください。
- ・ 一次処理で使用した長靴等履物は一次処理作業専用とし、洗浄後、消毒して清浄な状態で一次処理室内に保管してください。
- ・ 一次処理後に二次処理室で作業を行う場合は、シャワーアウトの上、清潔な衛生服等に更衣してください。
- ・ 捕獲・解体処理後、豚熱陰性の判定が確認されるまでは、原則養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、7日間経過後としてください。



◆一時保管方法がC方式の場合

- ・ 一次処理から真空包装までの全工程で使用した施設、機材等のすべてをB方式の一次処理後と同様に洗浄・消毒してください。
- ・ 各部屋の衛生区分に応じて、履物、防護服、手袋等を替えて作業をしてください。
- ・ 長靴等履物は各部屋専用として洗浄・消毒して清浄な状態で各部屋に保管し、使用済みの防護服や手袋等は焼却処分してください。
- ・ B方式同様、捕獲・解体処理後は、豚熱陰性の判定が確認されるまでは、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、7日間経過後としてください。

○解体処理後の洗浄・消毒作業のポイント

- ・ 一般的な洗剤で汚物を洗浄した後、食品添加物適合の豚熱ウイルスに効果のある消毒剤（次亜塩素酸ナトリウム等）を用いて解体処理に使用した部屋の床や壁面を消毒する。
- ・ 壁面は作業時に個体の体液が飛び散る範囲までとし、少なくとも床面から1.2m程度まで消毒する。
- ・ 個体の吊り懸けに使用したリフト等、使用した機材も同時に消毒する。
- ・ 施設消毒に用いる消毒剤は、原則、食品添加物適合の次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用し、錆びやすい部材が使用されている箇所では次亜塩素酸ナトリウム水溶液を散布した後、10分間放置し、飲用適の水で洗い流す。
- ・ アルコール製剤は細かな部分や機材等の消毒に用い、広い面積の消毒など大量な使用は避ける。

6 豚熱陽性時の対応

◆要消毒箇所の想定等

- ・ 普段の作業動線や施設内の設備や物品の配置から、豚熱陽性確認時の要消毒箇所を予め想定しておいてください。
- ・ また、想定される要消毒箇所には必要最小限の物品を配置するにとどめ、消毒作業が円滑に行えるよう、日ごろから施設内の整理整頓をしてください。
- ・ 豚熱陽性判定時の消毒等の対応に備え、機材・資材等については「(参考) 機材・資材等一覧」(P3 参照) を参考に必要十分な量を予め準備してください。

施設の要消毒箇所を拡大させないために、家畜防疫員など県担当課職員による現地確認時の提案に従った作業工程や作業動線を普段から意識し遵守してください。

◆豚熱陽性が確認された場合の対応

- ・ 検査の結果、陽性と判定された場合は、個体の受け入れや加工処理、出荷など施設の稼働を停止し、家畜防疫員の指示に従い、陽性個体及び同ロットの廃棄や施設消毒を行ってください。
- ・ 廃棄や消毒作業では、防護服、手袋、長靴等必要な装備を着用してください。

○豚熱陽性時の対応

- ・ 個体受け入れから一時保管までの管理状況、記録類の確認・県への情報提供
- ・ 陽性個体由来の肉及び同ロットの特定と廃棄
- ・ 要消毒箇所の特定と施設消毒の実施

○消毒方法

- ・ 消毒は、対象物の性質に応じて、消毒薬の散布・浸漬、熱湯（83℃以上で大量に使用）等により消毒を行ってください。
- ・ 使用する消毒薬は、豚熱ウイルスに十分な有効性を持ち、処理加工施設において使用可能で安全な消毒薬を選択してください。
- ・ 消毒薬の使用方法は、用法用量に定める範囲内で高い濃度での使用を原則とし、十分な作用時間を確保してください。特に、逆性石けん液を用いる場合は、低温での効果が低いことから、20℃以上の薬液を使用してください。
- ・ 消毒の効果を確実にするため、汚物等の付着を除去してください。汚物の除去に当たっては、大量の逆性石けん液及びブラシを用いて洗い流す等により行ってください。
- ・ 汚水についても適切に消毒してください（付着している有機物についても病原体に汚染している可能性に留意のこと）。

○陽性確認後の施設・設備の消毒

- ・ 豚熱検査により陽性が確認された場合は、既に消毒等の措置が実施されている場合であ

っても、改めて設備、備品、長靴等について消毒を行ってください。なお、備品等を廃棄する場合についても十分な消毒の上、廃棄物として適切に廃棄する又は以下の「〇陽性肉製品等の廃棄方法」に準じて行ってください。

〇陽性肉製品等の廃棄方法

(厚手の合成樹脂製の袋を用いる場合)

- ・厚手の合成樹脂製の袋に豚熱陽性個体に由来する肉等の処理物（以下「陽性肉製品等」という。）を入れ、汚水漏洩リスクを低下させるため、吸水シート等を同包した上で、密封してください。密封は袋口を3回折りたたみ、ポリプロピレン製テープを貼付した上で両端をもって結ぶ等により確実に行ってください。布団圧縮袋等を用いる場合は、その説明書による方法に従い、さらにポリプロピレン製テープの貼付等により徹底してください。
- ・豚熱ウイルスに十分な有効性を持ち、処理加工施設において使用可能で安全な逆性石けん液等の消毒薬を用いて、適切な方法で消毒してください。
- ・一次梱包された陽性肉製品等を厚手の合成樹脂製の袋（布団圧縮袋、納体袋等を利用してよい。）に入れ、アと同様に密封し、逆性石けん液の散布等により袋の外面を確実に消毒してください。
- ・二重に消毒・密封した陽性肉製品等については、廃棄物として適切に焼却処理を行ってください。

(感染性廃棄物用の合成樹脂製の密閉容器を用いる場合)

- ・陽性肉製品等を厚手の合成樹脂製の袋に入れ、袋口を密封し消毒してください。その後、容器に入れ、蓋を閉め、外面を消毒してください。
- ・厚手の合成樹脂製の袋及び感染性廃棄物用の合成樹脂製の密閉容器のいずれにおいても、交差汚染リスクを高めないために、一時保管において包装・梱包等が行われている場合は、原則として、包装・梱包を解かず、廃棄処理を行い、廃棄のための切断、分割等の処理を行わないでください。
- ・やむを得ず豚熱陽性個体又はそれに由来する物品の切断、分割等の処理を行う場合は、都道府県からの助言等を得て、慎重に実施し、消毒等の措置について十分な対応を行ってください。

対 応 事 項	主 体	内 容
検査結果連絡	県	県担当課からジビエ事業者に対して陽性確認結果を連絡する。
施設稼働停止 物品等移動の停止	ジビエ事業者	陽性結果を受けて、シカ等異なる獣種を含む個体の新規受け入れ、解体、製品加工、出荷等すべての施設稼働を一時停止する。物品等の移動・搬出も停止する。 また、施設敷地には防疫関係車両以外の出入りを禁止する。
対応整理・指示	県	陽性個体の捕獲記録、解体記録、施設の解体処理工程について情報提供を受け、必要な防疫措置について指示をする。 ・陽性個体由来の肉等、要廃棄物の指示 ・要消毒箇所及び消毒方法の指示
要廃棄物の特定 と数量確認	ジビエ事業者	要廃棄物を特定し、搬出に向けて数量を確認する。 各要廃棄物に番号を付し、要廃棄物に書き入れる。 番号を書き入れた要廃棄物をカメラ等で撮影する。
施設敷地内消毒	ジビエ事業者	陽性個体由来の肉（ロット管理をする場合は同一ロットに含まれる肉。以下「当該肉」）の搬出作業に向けて施設敷地内に消石灰を散布する。 また、施設敷地に入る車両は入場時、退場時に車両消毒を行う。
要廃棄物の搬出	ジビエ事業者	要廃棄物の処分は焼却処分を基本とし、関係する焼却施設に持ち込みをする旨、連絡をする。 要廃棄物を厚手の合成樹脂製袋に二重に詰めて密封し、袋表面を消毒する。 さらにブルーシートで包装し、包装した表面を消毒した上で、床や敷地に接触しないように搬出する。必要に応じて消毒した運搬用ソリを使用する。
要廃棄物の輸送	ジビエ事業者	輸送中、万一、要廃棄物の漏洩が認められた場合には、防護服や手袋を着用した上で、新たに包装しなおすなど漏洩しないように処置するとともに、漏洩した汚物等をふき取り、汚染箇所を消毒する。
要廃棄物の廃棄 (焼却)	ジビエ事業者	廃棄方法は焼却を基本とし、外部への漏洩に注意して、予め許可を得た焼却施設で焼却する。 焼却施設に持ち込んだ廃棄物をカメラ等で撮影した後、焼却する。(可能ならば焼却状況がわかるよう炉内を撮影) 焼却施設で廃棄した後、搬送に使用した荷台等をその場で消毒する。 焼却施設においてすぐに焼却が開始されていない場合は焼却開始日時を確認して県に報告する。

車両消毒・人員消毒	ジビエ事業者	要廃棄物の輸送に使用した車両は焼却施設で荷台を含めて消毒するほか、ジビエ施設に戻る際にも消毒を行う。作業員の手指や長靴の消毒、防護服の交換をする。
施設（機材）消毒 ・人員消毒	ジビエ事業者	陽性個体を処理した動線に従い施設を消毒する。 作業員の手指や長靴の消毒、防護服の交換をする。 記録等に用いたカメラ等機材を消毒する。
施設稼働再開の 決定	県	施設稼働再開に当たり、県は次の事項を事業者を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> ・要廃棄物が搬出されたこと ・要廃棄物が焼却されたこと（焼却施設への確認） ・施設が消毒されたこと ・引き続き、野生いのししの解体処理に必要な防疫対応及び食品衛生管理がとられていること

- ・陽性判定時の廃棄・消毒作業後は、原則、養豚関連施設には立ち入らないようにし、止むを得ず立ち入る必要がある場合は、廃棄・消毒作業から7日間経過後としてください。

検体提供申出書

年 月 日

岐阜県農政部家畜防疫対策課長 様

申出者 住 所

(法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、組織にあつては、名称及び代表者の氏名)

県が行うサーベイランスにより豚熱陰性が確認されたいのししを解体処理するために検体を提供したいので、下記の書類を添えて申し出ます。

記

添付書類

- 1 申出者及び処理施設の概要 (別紙)
- 2 食肉処理業の許可証の写し
- 3 食肉処理業許可後にいのししを扱うために変更した場合は、変更届の写し
- 4 野生いのししのジビエ利用に関する自己点検表

※申出書の内容に変更があった場合は、様式第 3 号にて速やかに申し出ること。

申出者及び処理施設の概要

【申出者概要】		
氏名又は名称		
住所		
代表者 役職・氏名		
担当者 役職・氏名		
連絡先	TEL	
	E-mail	
【処理施設概要】		
処理施設の名称		
処理施設の所在地		
処理施設の敷地面積		
年間計画いのしし処理頭数		
いのしし処理頭数実績 (過去5カ年度)		
主な受入れ時期		
主な受入地域		
食肉処理業取得年月日		
変更届提出年月日 (※)		
豚熱陽性個体の廃棄方法		
一時保管庫の容量 (規格)		
一時保管方法		
処理施設の平面図 (搬入口、一次処理室、一時保管庫の位置が分かるように記載してください。 手書きもしくは図面を貼り付けてください。)		

※食肉処理業取得後にいのししを扱うために変更した場合

申出者及び処理施設の概要

【申出者概要】	
氏名又は名称	(株) ●●●●
住所	〒●●●●-●●● ●●市●● ●●番地の●
代表者 役職・氏名	代表取締役社長 ●● ●●
担当者 役職・氏名	●●課長 ●● ●●
連絡先	TEL ●●●●●-●●●-●●●●●
	E-mail ●●●●●@●●●●. ●●●●
【処理施設概要】	
処理施設の名称	●●処理加工施設
処理施設の所在地	〒●●●●-●●● ●●市●● ●●番地の●
処理施設の敷地面積	●●●m ²
年間計画いのしし処理頭数	●●頭
いのしし処理頭数実績 (過去5カ年度)	H29 : ●●頭、H30 : ●●頭、H31 (R1) : ●●頭、 R2 : ●●頭、R3 : ●●頭、
主な受入れ時期	●●月～●●月
主な受入地域	●●市●●
食肉処理業取得年月日	平成●●年●●月●●日
変更届提出年月日 (※)	平成●●年●●月●●日
豚熱陽性個体の廃棄方法	・ ●●市と連携し、●●●クリーンセンターにて焼却する。 ・ 産廃業者 ((株) ●●) に委託し、●●処分場で焼却する。
一時保管庫の容量 (規格)	内寸 : 縦●cm × 横●cm × 奥行●cm
一時保管方法	A方式 (またはB・C方式)
処理施設の平面図 (搬入口、一次処理室、一時保管庫の位置が分かるように記載してください。 手書きもしくは図面を貼り付けてください。)	

※食肉処理業取得後にいのししを扱うために変更した場合

承認書

年 月 日

様

岐阜県農政部家畜防疫対策課長

「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（農林水産省農村振興局消費・安全局）」及び「【岐阜県版】野生いのししジビエ利用マニュアル（岐阜県農政部）」を遵守した解体処理をするために必要な設備及び体制が下記処理施設においては整備されていることが認められたので、検体提供を承認します。

記

処理施設の名称

処理施設の所在地

承認期間 年 月 日 から 年 月 日 まで

（承認期間は承認日から1年間）

なお、承認期間中であっても「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（農林水産省農村振興局消費・安全局）」及び「【岐阜県版】野生いのししジビエ利用マニュアル（岐阜県農政部）」を遵守できないことが確認され、改善が見られない場合は承認を取り消すことがあります。

変更事項届出書

年 月 日

岐阜県農政部家畜防疫対策課長 様

申出者 住 所

(法人、組織にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人、組織にあつては、名称及び代表者の氏名)

年 月 日付で承認を受けた申請内容に変更があつたので、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 事業者等住所
- 2 事業者等氏名または名称
- 3 処理施設名称
- 4 処理施設所在地
- 5 変更事項及び内容
- 6 変更年月日

※ 添付書類 変更にかかる書類 (変更前後の内容がわかるもの)、承認書

承認取消通知書

年 月 日

様

岐阜県農政部家畜防疫対策課長

年 月 日付け第 号で行った承認を、下記の理由により取り消したので通知します。

記

理 由

家畜防疫対策課 宛

整理番号（県が記入）

FAX 058-278-3533

対応者 家防課（県が記入）

野生いのしし 調査捕獲・有害捕獲・狩猟検体提供報告書

（兼FAX送付票）

捕獲（発見）日 令和 年 月 日 所属（支部・事業者）

通報者氏名 電話番号

捕獲者氏名 「いのししまップぎふ」への登録 有 ・ 無

検体到着予定日 月 日（閉庁日 及び 水曜日を除く平日午前を指定）

捕獲（発見）場所 メッシュ番号（ワクチン・ハンターマップ）

緯度・経度 /

※捕獲場所を示す地図の添付送信にご協力をお願いします。（緯度・経度記入の場合は地図不要）

搬入個体情報

成獣・ 幼獣別 ※1	性別	体長 cm	体重 kg	遠沈管 番号	捕獲 状況	ジビエ利用 の有無※2	個体管理 番号※3
成・幼	オス メス 不明				箱わな くくり罠 その他	有 無 ()	
成・幼	オス メス 不明				箱わな くくり罠 その他	有 無 ()	
成・幼	オス メス 不明				箱わな くくり罠 その他	有 無 ()	

※1 幼獣＝体長90センチ以下

※2 ジビエ利用しない場合の処分方法（埋却、焼却等）

※3 個体管理番号はアルファベットを含む9桁で作成方法は、各登録事業者にて別途連絡済み

捕獲・受入個体記録表

参考

1. 個体情報

受入年月日	年 月 日	個体管理番号	
獣 種	いのしし	体 長	
性 別	オス ・ メス	体 重	
特記事項			

2. 捕獲に関する情報

捕獲日時	年 月 日 時		
捕獲場所		メッシュ番号	
捕獲方法	銃、箱わな（檻）、くくりわな、その他		
くくりなわのかかり位置	右前肢 左前肢、右後肢、左後肢、その他		
被弾又は止め刺し部位	頭部・頸部・胸部（心臓）・腹部・その他		
止め刺し者			
放血者			
放血の状況	無 ・ 有 【日時】 【場所】		
	放血した理由： ・ 既に被弾等により出血 ・ 運搬に係る狩猟者の安全確保 ・ その他（ ）		
その他特記事項			

3. 個体に関する情報

顔面その他に異常な形（奇形）	無 ・ 有（ ）
著しくダニ類の寄生又は著しい脱毛	無 ・ 有（ ）
極度の痩せ	無 ・ 有（ ）
高熱	無 ・ 有（ ）
全身の麻痺等、神経症状	無 ・ 有（ ）
異常な歩行	無 ・ 有（ ）
異常な鼻水、よだれ、咳き込み	無 ・ 有（ ）
口、唇、舌、乳房、ひづめ等に水ぶくれ、 ただれが多くみられる	無 ・ 有（ ）
下痢による著しい汚れ	無 ・ 有（ ）
皮下に膿を含むできものが多く認められる	無 ・ 有（ ）
その他、外見上明らかな異常	無 ・ 有（ ）
その他特記事項	無 ・ 有（ ）

受入の可否	可 ・ 不可（不可の理由： ）
-------	-----------------

処理業者確認欄	
狩猟者等確認欄	

解体個体記録表

参考

1 個体情報

解体年月日	年 月 日	個体管理番号	
獣種	いのしし	性別	オス ・ メス
特記事項			

2 解体前の個体確認

受入時の個体確認と同様の異常 （「捕獲・受入個体記録表」から個体の状態を確認）	無 ・ 有（ ）
体表に赤色～紫色のあざ（紅斑・紫斑）が多数あるもの、皮膚や粘膜が青紫となる（チアノーゼ）部分が多数	無 ・ 有（ ）
被弾部位及び捕獲時の創傷部位以外で、多数のむくみ（浮腫）を形成	無 ・ 有（ ）
その他、外見上明らかな異常	無 ・ 有（ ）
その他特記事項	

3 解体時の個体確認

内臓・ 枝肉共通	形、大きさ、色、固さ、臭い等の異常	無 ・ 有（ ）
	腫瘍、膿瘍、出血等の異常	無 ・ 有（ ）
	黄疸	無 ・ 有（ ）
	寄生虫の付着、感染	無 ・ 有（ ）
	リンパ節の腫れ、塊の形成（結節）、組織が壊れてチーズ様（乾酪壊死）等の異常	無 ・ 有（ ）
	血液の色や粘性の異常	無 ・ 有（ ）

内臓	心臓の炎症（筋肉の変色、内膜のイボ状結節等の心臓の異常）等の異常	無 ・ 有（ ）
	肺の著しい炎症、組織が壊れている（壊死）、硬くなった部分（硬結）等の異常	無 ・ 有（ ）
	肝臓の腫れ、組織が壊れている（壊死）、うっ血、出血、膿瘍、胆管の肥厚等の異常	無 ・ 有（ ）
	脾臓の腫れ、うっ血、組織が壊れている（壊死）等の異常	無 ・ 有（ ）
	胸水、腹水の増量	無 ・ 有（ ）
	胃、小腸の粘膜が異常に厚くなっている又は薄くなっている、多数の出血斑やただれ（潰瘍）等の異常	無 ・ 有（ ）
	腎臓の腫れ、組織が壊れて変色している（壊死）、多数の出血斑がある等の異常	無 ・ 有（ ）
枝肉	枝肉の形状、大きさ、色、硬さ、臭い等の異常	無 ・ 有（ ）
	筋肉や脂肪が水っぽい	無 ・ 有（ ）
	関節の腫れ	無 ・ 有（ ）
	異物（銃弾等）	無 ・ 有（ ）

食肉利用の可否	可 ・ 不可 （不可の理由： ）
---------	------------------

記録者	
-----	--

「豚熱陽性高率エリア」について

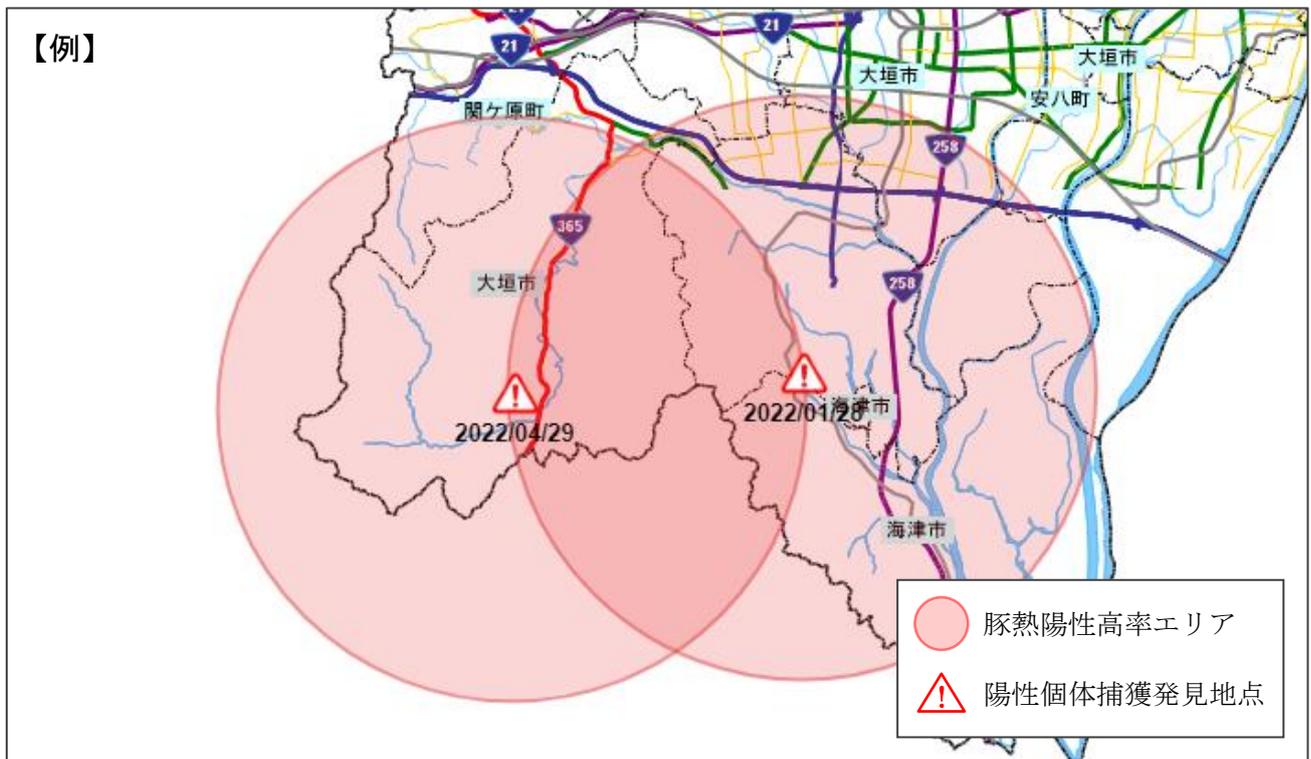
手引きにおいては、野生いのししの豚熱感染状況に関する情報をもとに、陽性個体捕獲発見エリアでの捕獲はできるだけ避けることが望ましいとされています。※参考

※参考：「豚熱ウイルス拡散リスクを低減するため、感染確認区域の設定直後やサーベイランスにおいて 豚熱陽性が高率に確認されているエリアで捕獲した個体のジビエ利用については可能な限り避けることが望ましい。」（「手引き」 2（4）①ア）

野生鳥獣解体処理施設への陽性個体の受け入れリスクを低減するため、豚熱陽性高率エリア内で捕獲された個体はジビエ利用のために受け入れないようにしましょう。

【豚熱陽性高率エリア】

- 豚熱陽性個体捕獲発見地点から半径10キロ圏内で、捕獲発見時から180日間を経過しないエリア



○関係機関一覧

	機関・所属	所在地	電話
窓 口	岐阜県農政部家畜防疫対策課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111
	岐阜県農政部農村振興課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111
ジ ビ エ 振 興 に 関 す る こ と	岐阜農林事務所農業振興課	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館内	058-213-7268
	西濃農林事務所農業振興課	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111
	揖斐農林事務所農業振興課	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	0585-23-1111
	中濃農林事務所農業振興課	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011
	郡上農林事務所農業振興課	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎内	0575-67-1111
	可茂農林事務所農業振興課	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111
	東濃農林事務所農業振興課	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111
	恵那農林事務所農業振興課	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎内	0573-26-1111
	下呂農林事務所農業振興課	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎内	0576-52-3111
	飛騨農林事務所農業振興課	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111
食 品 衛 生 に 関 す る こ と	岐阜県健康福祉部生活衛生課	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-1111
	岐阜保健所	各務原市那加不動丘 1-1 県健康科学センター内	058-380-3001
	岐阜保健所本巣・山県センター	岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館内	058-213-7268
	西濃保健所	大垣市江崎町 422-3 西濃総合庁舎内	0584-73-1111
	西濃保健所揖斐センター	揖斐郡揖斐川町上南方 1-1 揖斐総合庁舎内	0585-23-1111
	関保健所	美濃市生櫛 1612-2 中濃総合庁舎内	0575-33-4011
	関保健所郡上センター	郡上市八幡町初音 1727-2 郡上総合庁舎内	0575-67-1111
	可茂保健所	美濃加茂市古井町下古井 2610-1 可茂総合庁舎内	0574-25-3111
	東濃保健所	多治見市上野町 5-68-1 東濃西部総合庁舎内	0572-23-1111
	恵那保健所	恵那市長島町正家後田 1067-71 恵那総合庁舎内	0573-26-1111
	飛騨保健所	高山市上岡本町 7-468 飛騨総合庁舎内	0577-33-1111
	飛騨保健所下呂センター	下呂市萩原町羽根 2605-1 下呂総合庁舎内	0576-52-3111
	岐阜市保健所	岐阜市都通 2-19	058-252-7194

○本マニュアルに関する問い合わせ先

岐阜県農政部家畜防疫対策課 野生いのしし対策室

電話：058-272-1111 メール：c11449@pref.gifu.lg.jp